

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 開会宣告
 - ・ 議題の確認
-

1 閉会中継続調査事件

(1) 重度障がい者等の就労に係る福祉政策について

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 議題宣言
- ・ 本件については、9月8日開催の委員会において、国の制度の詳細等を把握するために、理事者から説明を受けることを確認していたので、理事者に出席していただいている。それでは説明をお願いする。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 重度障がい者等の就労に係る福祉施策について、国の取り組み等についての資料を提出させていただいているので、担当課長から説明したいと思う。よろしく願います。

○障がい保健福祉課長（田口 英生）

- ・ 資料説明：重度障がい者等の就労に係る福祉施策について
(令和5年9月26日付 保健福祉部調製)

○委員長（小林 芳幸）

- ・ お聞きのとおりであるが、説明された範囲内で各委員から、今一度確認しておきたいことはあるか。

○松宮 健治委員

- ・ 定年延長など、様々な理由で65歳以上でも就労してる方も多いが、表にある支給決定者数の65歳以上の年齢層の場合も対象か。

○障がい保健福祉課長（田口 英生）

- ・ 資料で記載した年齢層は目安として表示をしたが、本事業については、年齢制限などはなく、例えば自営業者で高齢の方でも当然対象となる。

○見付 宗弥委員

- ・ 初歩的な質問になるかもしれない。障がいがある方で、重度訪問介護、同行援護、行動援護のサービスを受けている方が対象ということだが、家から出勤する間、例えば、同行援護を頼み、会社の中での支援を頼む場合でも対象となるという理解でよろしいか。

○障がい保健福祉課長（田口 英生）

- ・ ご指摘のとおり通勤もそうだが、就労中のサポートも含まれるところだ。例えば、他都市の例として、同行援護を利用する方が自営業の鍼灸マッサージをやっている場合は、施術場所の整理といった部分も、この促進事業の中でサポートするといった事例もある。

○見付 宗弥委員

- ・ わかった。申請先は雇用施策と福祉施策できちんと分けられているのか。

○障がい保健福祉課長（田口 英生）

- ・ 雇用施策と福祉施策の部分の区分けになると思うが、民間企業に雇用されている方は、委員ご指摘のとおり J E E Dにも申請し、必要であれば市町村にも福祉的な支援を申請するところだが、この J E E Dへの申請に当たり、支援計画書というものを事前に提出することとなっている。支援計画書の中には、助成金の対象となる支援時間と、その他、いわゆる福祉的な支援時間それぞれを記載したものを事前に提出することになっている。その計画書を元に、雇用施策で担う部分と、福祉施策で担う部分がそれぞれ明確になるといった立てつけになっている。

○見付 宗弥委員

- ・ わかった。もう一つ。本事業の対象者の関係で、就労継続支援 A 型事業所の利用者を除くとあるが、別の制度でフォローされるということか。

○障がい保健福祉課長（田口 英生）

- ・ 就労支援 A 型事業所については、障がい福祉サービスとして提供されているものであり、事業所と雇用契約を結んで使用する形態ではあるが、いわゆる福祉の分野の対応ということになるので、本事業とは別の扱いになる。

○川崎 啓太委員

- ・ 確認を兼ねての質問だが、例えばパソコンを音声入力できるようなアプリの導入や、最近の働き方としてはオンライン経由で、ファミリーレストランのロボットを寝たきりの方が操作するというような働き方もあると思うが、こういった範囲までが助成金の対象となるのか確認させていただきたい。

○障がい保健福祉課長（田口 英生）

- ・ 今回の雇用施策の助成金については、いわゆる介助部分の助成になるが、その他に障害者雇用納付金制度に係る助成金として、例えば障害者作業施設設置等助成金といい、障がい特性による就労上の課題を克服、軽減するための作業施設やトイレ、スロープ等の付帯施設、そういった作業設備の設置や整備に要する費用の一部を助成する助成制度もある。また、職場適応援助者助成金というものもあり、職場適応に課題を抱える障がい者に対して、ジョブコーチによる支援を行う場合の費用の助成などもある。そして、リモートワーク事業の実施例として、厚労省が公表している中に、遠隔地から店員ロボットを操作するといった活用事例もあるので、期待できるところだ。

○川崎 啓太委員

- ・ ある程度理解できた。働き方に関わる介助もある程度フォローされるというニュアンスでよろしいか。

○障がい保健福祉課長（田口 英生）

- ・ お見込みのとおり本事業は出社による就労だけではなく、リモートワークや現在の I C T の発展など、そういったものも考慮して様々な働き方に応じて活用できるものとなっている。

○金澤 浩幸委員

- ・ この制度を函館市が導入し、重度障がい者が働けるようにしてほしいといった要望書が届いている。本市において重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている 123 人は、この制度を受けることができるようになるのとどのような可能性がでてくるのか。

○障がい保健福祉課長（田口 英生）

- ・ 例えば本事業を利用することで、これまで資格は持っているが障がいによって働くことが難しかった

た、もしくは働いてはいるが労働効率が悪く、収入に結びつきづらい就労環境であったという場合に、収入の増加や維持に繋がるという効果を期待しているところだ。

○金澤 浩幸委員

- ・ 123人が具体的にどういうことに困ってるだとか、どうして欲しいだとか多分全員違うと思うし、その方が働きたいのか、働く量を増やしたいのかそこら辺の意向も確認しながらやっていかなければいけない事業だとわかった。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ ただいま説明いただいた通り、国の制度の詳細について確認することができた。
- ・ 理事者は退出願う。

（保健福祉部 退室）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ ただいま理事者から説明を受けたが、今後の調査を進めていく上でポイントとすべき事項について各委員から何か発言あるか。

○松宮 健治委員

- ・ 私の記憶では、今まで所管事務調査の課題が障がい福祉というのは、なかなかない。この事業の対象者は123名ということになるが、数の大小ではなく函館市の姿勢として障がい者も働きやすいまちをつくることはとても大事だと私は思う。今後さらにICTの発展などにより、働き方の多様性が進むことを考えると、働く意欲がある障がい者の就労を支援するための福祉施策を実施することはとても重要だが、単純に市独自で支援するには費用負担が非常に大きくなると思われるので、やはりただいま説明のあった国の事業を活用することが必要であると考えている。ぜひ今回はこの課題で視察をさせていただきたい。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ それでは、前回の委員会で確認しているとおり調査の参考とするため、ただいま保健福祉部から説明があった雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施している都市へ行政調査を実施してはどうかと考えており、正副で資料を調製しているのでご覧いただきたい。
- ・ 説明資料：資料1 厚生労働省資料（正副委員長調整資料）
資料2 宇都宮市の概要（正副委員長調整資料）
資料3 台東区の概要（正副委員長調整資料）
- ・ これら2つの都市を対象に調査を行い、重度障がい者等に対する福祉的な側面から就労支援を実施するための取組を検討する上での参考にしたい。委員の皆様いかがか。（異議なし）
- ・ 日程については11月8日から10日までの3日間としたいが、いかがか。（異議なし）
- ・ 次に行政調査時の調査票についだが、宇都宮市と台東区の取組等を勘案のうえ作成することとし内容については正副に一任願いたいと思うが、いかがか。（異議なし）
- ・ その他本件について各委員から何か発言あるか。（なし）

- ・ 議題終結宣言
-

2 その他

- ・ 次に、2のその他だが、各委員から何か発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午前 10 時 25 分散会